令和元年（2019年）7月3日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局学校教育課

「中野区立学校における働き方改革推進プラン」の策定について

平成３１年中野区教育委員会第３回定例会における質疑及び小学校長会・中学校長会からの意見等を踏まえ、「中野区立学校における働き方改革推進プラン」（案）の内容を下記のとおり変更し、「中野区立学校における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）として策定した。

記

１　策定した日
平成３１年3月２６日

２　策定したプラン
別添文書のとおり

３　主な変更箇所

	頁	区分	新	旧
1	2	修正	**「中野区**イクボス宣言**」**	イクボス宣言
2	3	修正	**中野**区教育委員会	区教育委員会
3	3	修正	東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」は、東京都立学校に対する実施計画であることを踏まえ、中野区教育委員会が策定する「中野区立学校における働き方改革推進プラン」**は、その関連も図ります。**	東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」は、東京都立学校に対する実施計画であることを踏まえ、中野区教育委員会が策定する「中野区立学校における働き方改革推進プラン」**との関連についても図ります。**
4	4	移動	＊当面の目標を【週当たりの在校時間が６０時間以上の教諭の割合】の表の下へ移動	
5	5	差替	「中野区立学校における働き方改革推進プラン（案）」を示した後に、2019年1月25日に文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されたため、その内容をプランに反映させた。	
			文部科学省は、２０１８年７月における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布など国全体での動向や中央教育審議会での「学校における働き方改革」についての審議を踏まえ、２０１９年１月２５日、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、国のガイドラインという。）を策定しました。この国のガイドラインでは、「勤務時間の上限の目安時間」（以下、上限目安時間という。）	なお、現在、文部科学省の中央教育審議会（学校における働き方改革特別部会）では、２０１８年７月における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、働き方改革推進法という。）の公布など国全体での動向も踏まえ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）について検討しています。２０１８年１２月６日の部会では、検討中のガイドライン（案）

5	5	差替	の原則を以下のように示しています。 ① １ヶ月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、４５時間を超えないようにすること。 ② １年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、３６０時間を超えないようにすること。 文部科学省では、上限目安時間内での勤務となるよう、労働時間を年単位で調整する「変形労働時間制」の導入などを検討し、議論を重ねているところです。区教育委員会としては、まずは平常の勤務体制の中で働き方改革を目指すものとし、前頁の「当面の目標」の達成に向けて取り組んでいきます。	に、「時間外労働は１ヶ月当たり４５時間、年間３６０時間を超えない」ようにする旨の記載がありました。ガイドライン策定に向けた国の動向については今後も注視していきますが、区教育委員会としては、先述の当面の目標 は、あくまでも現時点での可及的速やかに達成すべき取組目標であるとの認識に立ち、区立学校における働き方改革を推進します。
6	5	追加	＊変形労働時間制 ：年間を通じて業務の繁閑を繰り返す業種において、それぞれの事業形態に合わせた労働時間を設定することにより、労働者が効率的に働く事や労働時間の短縮を可能にするもの。	
7	8	追加	（教員の業務全般に対して見直す課題と具体的内容の表内の言葉） 精査　効率化　代替　**連携**	（教員の業務全般に対して見直す課題と具体的内容の表内の言葉） 精査　効率化　代替
8	8 ２０	修正	教員**一人ひとり**	教員**個々**
9	8	修正	時間的・物**理**的な量として存在している業務	時間的・物**質**的な量として存在している業務
10	9 表の継続性の記述	修正	○教育委員会における**支援**体制の構築	○教育委員会における**推進**体制の構築
11	9 表の効率性の記述	修正	○**組織の最適化**	○**分掌の重層化・多様化**
12	１４	修正	生**徒**指導	生**活**指導
13	１４	修正	多くの時間を要している上位３業務**を示した。**	多くの時間を要している上位３業務
14	１５	修正	④〈略〉分かる・できる授業を**展開するとともに、教員の教材・教具づくりの効率化を図ります。**	④〈略〉分かる・できる授業を**展開していきます。**
15	２４ ～ ２９	追加	《参考》中野区立学校教員勤務実態調査（概要）	

※本プラン中の和暦表記を西暦表記とした。
※本文や表における数値については、速報値から確定値に基づく数値とした。

４　今後の予定

７月　　区議会へ報告
　　保護者・地域等への周知

「中野区立学校における働き方改革推進プラン」

２０１９年３月

中 野 区 教 育 委 員 会

目　　次

第１章　プランの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１　学校における働き方改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　本プラン策定までの経緯と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　プラン実現に向けた目標及び方向性・・・・・・・・・・・・・・・　４

１　取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２　取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４　取組の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１　教員の働き方に係る意識改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・１１

２　業務改善及び業務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

３　学校・教員を支援する環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

４　学校を支える教育委員会体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第４章　プランについての今後の展開

１　評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

２　保護者・地域社会の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

３　国や都への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

《参考》中野区立学校教員勤務実態調査（概要）・・・・・・・・・・・・・２４

第１章　プランの基本的な考え方

１　学校における働き方改革の目的

教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、中野区の学校教育の質の向上を図ります。

社会的状況

社会が急速に変化し、人々の価値観や生活様式が多様化する中、子どもを取り巻く環境も一層複雑化し、学校においては、日常の教育活動に加え、様々な対応が求められているところです。加えて、新学習指導要領の全面実施に向けた準備や更なる授業改善等にも取り組んでいかなければなりません。また、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実を目指した校内体制の構築、保護者も含めた教育相談や関係機関との連携など、学校に求められる役割は、より大きくなっている現状もあります。

学校における現状と課題

各校においては、教員の使命感と献身的な努力で様々な教育課題の解決に当たっているところですが、その一方で教員の多忙化や長時間勤務の実態が区の調査結果からも明らかとなっています。こうした状況は教員が子どもと向き合う十分な時間が確保できなかったり、教員の心身の健康に影響を及ぼしたりするとともに、結果として学校教育の質の低下につながることが懸念されます。また、教員の「ライフ・ワーク・バランス」の実現においても課題の一つとなっています。

中野区教育委員会では、この教員の多忙化と長時間勤務の改善に取り組み、教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる良好な職場環境を整備することで、心身共に健康な教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたち一人ひとりが学校生活の中で自己実現を図り、学ぶことの喜びを実感できるようにしていきます。このことは、中野区教育ビジョン（第３次）に掲げる教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」教育の実現につながっていくものであり、「子育て先進区」を目指す本区における子育て支援と教育の質の向上という重要かつ喫緊の課題への解決策でもあると捉えています。

【１週間当たりの在校時間（休憩時間を除く）】

	中野区		東京都	
	小学校	中学校	小学校	中学校
校　長	56 時間 10 分	59 時間 45 分	55 時間 59 分	58 時間 42 分
副校長	68 時間 52 分	62 時間 52 分	68 時間 33 分	65 時間 54 分
教　員	59 時間 05 分	62 時間 21 分	58 時間 33 分	64 時間 35 分

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）
及び東京都公立学校教員勤務実態調査（2017 年 6～7 月）から〕

２　本プラン策定までの経緯と役割

学校がそれぞれの実態に応じた働き方改革を着実に進めるためには、学校の設置者である教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定し、取組の方向性等を示す必要があります。

中野区教育委員会では、これまでも学校教育の質の向上を目指し、教員が働きやすい環境をつくるために、校務支援システムの導入等を行ってきました。とりわけ、２０１７年度に国の教員勤務実態調査の結果が公表されてからは、「中野区イクボス宣言」をはじめとし、教育活動休止日の設定やスクールソーシャルワーカーの増員、部活動外部指導員の拡充など様々な取組を行ってきたところです。一方、これらはそれぞれの時機に応じての取組であり、十分に体系化されていないという課題もありました。

【教員の働きやすい環境構築に向けたこれまでの取組】

年度	取組内容
２０１４年度	校務支援システムの導入 学校連携担当主査の全校配置 介助員の全小学校配置
２０１５年度	夏季休業日短縮の廃止
２０１６年度	学習指導支援員の勤務日等の拡充
２０１７年度	「中野区イクボス宣言」の実施 教育活動休止日の設定（年間１日） ＳＳＷの増員 部活動外部指導員の拡充　　等

本プランは、中野区立学校に勤務する教員一人ひとりが心身共に健康で、誇りとやりがいをもって生き生きと働くことができる環境の整備を目指す実施計画です。そして、これまでの取組を基に、更なる推進を図るための今後の取組を体系化したものとなります。

今後、中野区区教育委員会は本プランにより、区立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況や取組の進捗状況を把握するなど本プランの実効性を検証し、必要な施策の見直しと改善等を行うことで、継続的に区立学校の働き方改革に取り組んでいきます。また、東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」は、東京都立学校に対する実施計画であることを踏まえ、中野区教育委員会が策定する「中野区立学校における働き方改革推進プラン」は、その関連も図ります。

なお、本プランは、中野区立小・中学校を対象として展開します。区立幼稚園についても、本プランに準じるものとして、働き方改革に係る取組を推進していきます。

３　計画期間

教員の長時間勤務の実態は、心身の健康に支障を来す看過できない状況であるため、早急に対応していかなければならない喫緊の課題です。今年度において実施可能な取組については、本プランの策定を待たずに進めていくこととしました。

これに伴い、本プランの計画期間は、その導入期として２０１８年度からの３年間としました。このプランは、策定後も目標の達成状況や働き方改革の目的である本区の学校教育の質の向上などの検証を行いながら、本プランに示す取組内容の見直しと改善を図ることで、計画期間以降も継続して取り組んでいきます。

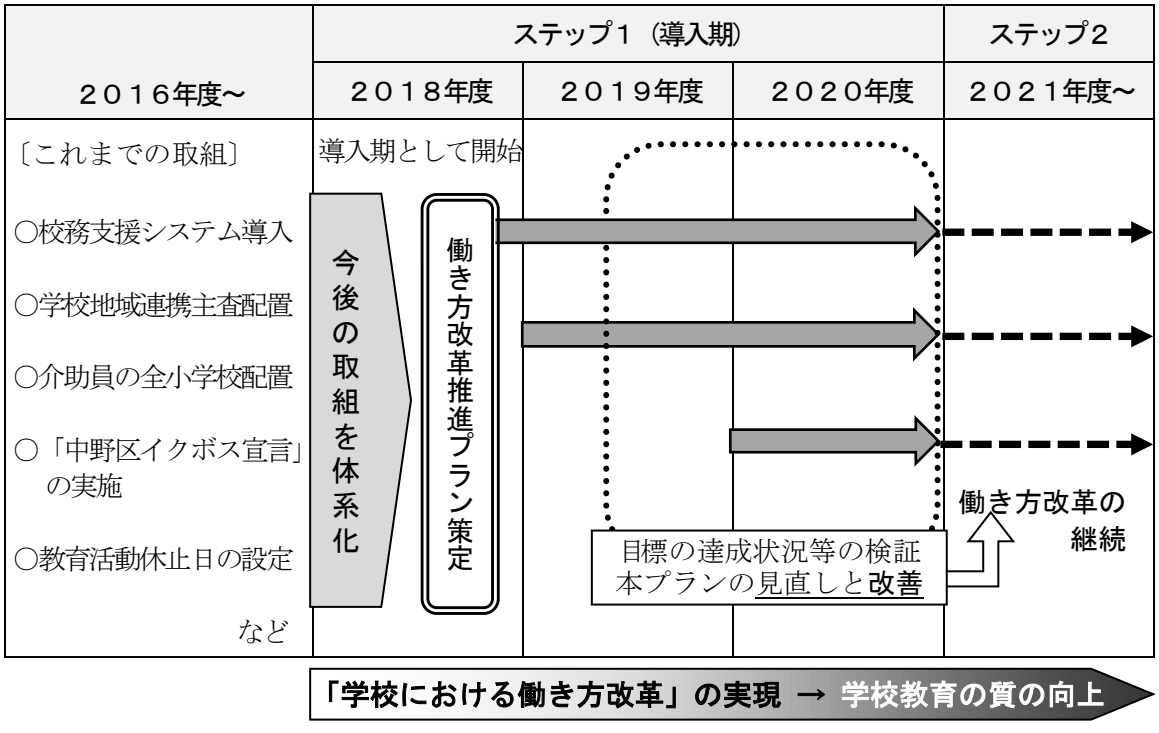

第２章　プラン実現に向けた目標及び方向性

１　取組目標

労働環境の改善は、国全体に係る課題です。働く人の誰もが自分のライフステージに合った仕事の仕方ができ、健康の確保だけではなく、仕事と家庭生活を両立し、心身共に充実して働き続けられる「ライフ・ワーク・バランス」のとれた働き方が求められています。

２０１７年６月に東京都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たりの在校時間が６０時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在することが明らかとなっています。本区の調査結果からも同様の傾向が伺えました。

【週当たりの在校時間が６０時間以上の教員の割合】

（%）

	中野区		東京都		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
校　長	３４．８	５０．０				
副校長	７８．１	５０．０	８４．６	７８．６	６２．８	５７．８
教　諭	４１．９	５２．３	３７．４	６８．２	３３．４	５７．７

※　教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）、東京都公立学校教員勤務実態調査（2017 年 6～7 月）及び教員勤務実態調査（文部科学省 2016 年 10～11 月）から〕

当面の目標

週当たりの在校時間が６０時間を超えないようにします。

※在校時間６０時間は、都内公立学校教員の週あたりの正規の勤務時間４２時間３０分（休憩時間を含む。）を含めたものである。また、月当たりの時間外労働が概ね８０時間となる状態を週当たりに換算したものである。

東京都の「学校における働き方改革推進プラン」では、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」や国における働き方改革の動向を踏まえ、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、都教育委員会として、都立学校及び公立小・中学校等における共通の目標を掲げています。

区教育委員会としても、区の調査結果を踏まえ、都教育委員会が共通目標として示している「週当たりの在校時間が６０時間を超える教員をゼロにする。」という内容を当面の目標として掲げるとともに、学校における働き方改革の取組を進めていく中で、教員の在校時間の更なる縮減に努めていきます。

なお、文部科学省は、２０１８年７月における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布など国全体での動向や中央教育審議会での「学校における働き方改革」についての審議を踏まえ、２０１９年１月２５日、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、国のガイドラインという。）を策定しました。この国のガイドラインでは、「勤務時間の上限の目安時間」（以下、上限目安時間という。）の原則を以下のように示しています。

① １ヶ月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、４５時間を超えないようにすること。
② １年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、３６０時間を超えないようにすること。

文部科学省では、上限目安時間内での勤務となるよう、労働時間を年単位で調整する「変形労働時間制」* の導入などを検討し、議論を重ねているところです。区教育委員会としては、まずは平常の勤務体制の中で働き方改革を目指すものとし、前頁の「当面の目標」の達成に向けて取り組んでいきます。

＊変形労働時間制：年間を通じて業務の繁閑を繰り返す業種において、それぞれの事業形態に合わせた労働時間を設定することにより、労働者が効率的に働く事や労働時間の短縮を可能にするもの。

２　取組方針

「週当たりの在校時間が６０時間を超えないようにします。」という当面の目標の達成に向けて、教員一人ひとりが時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、区立学校における働き方改革を進めていきます。

取組方針

○平日は、１日当たりの在校時間を１１時間以内にします。
○週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにします。

３　取組の方向性

(1)現状

本区の教員の在校時間（平均値）は、区の調査結果から、小・中学校とも１日当たり１１時間を超えている状況が明らかとなりました。副校長については、小学校で１２時間３３分、中学校で１１時間５３分であり、約１２時間以上在校しています。

なお、教員の勤務時間は、１日当たり７時間４５分（休憩４５分を含む。）となっていますが、この大部分は、授業を主とした学習指導や給食指導、下校指導等の生徒指導に充てられています。そのため、当日の授業のまとめや翌日の授業の準備、校務分掌事務、会議等は、始業前と児童・生徒の下校後から退勤までの対応となっています。特に、中学校では、１８時頃まで部活動指導等を行っている状況があります。

【教員の１日の勤務時間と勤務の状況】

＊小学校教員の例

	8時15分	8時30分	8時45分	9時35分	10時20分	10時40分	11時30分	12時15分	13時00分	13時20分	13時40分	14時30分	15時15分	15時30分	15時45分	16時30分	16時45分～19時30分	
出勤	職員朝会等	朝の会	１校時	２校時	中休み	３校時	４校時	給食指導	清掃指導	昼休み	５校時	６校時	帰りの会	下校指導	（休憩）	職員夕会等	【授業のまとめ、準備、校務分掌事務】教材研究、教材作成、ノート等の点検、テストの採点、学校行事等の実施計画策定　等	**退勤**

※勤務時間が午前 8 時 15 分から 16 時 45 分（7 時間 45 分勤務）の場合
※中学校教員は、16 時 00 分から 18 時頃まで部活動指導等を行っている。

このようなことから、区の調査では、教材研究をする時間を確保できないとする教員は７３．９％、教材を作成する時間を確保できないとする教員は７４．６％、指導の振り返り・分析をする時間を確保できないとする教員は７４．２％との回答があり、教員の大多数が勤務時間内の休憩時間をほとんど取ることなく、これらの時間を勤務時間外に充てて対応している状況でした。

特に、児童・生徒の学習状況に応じて個別に補充的な指導をする時間は、９割の教員がその必要性を認識しつつも、８割の教員が確保できていないと回答しています。また、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れないと回答している教員は７１．１％となっています。その背景の一つと

して、自由回答欄の回答から、小１問題や中１問題と言われる小学校・中学校進学時における学校生活や人間関係などを起因とした学校不適応や個別の指導が必要な児童・生徒の増加が挙げられています。

【授業の前後における時間の確保状況（割合）】

〇教材研究をする時間

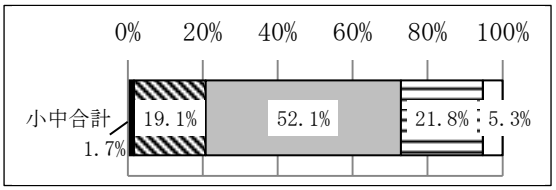

〇教材を作成する時間

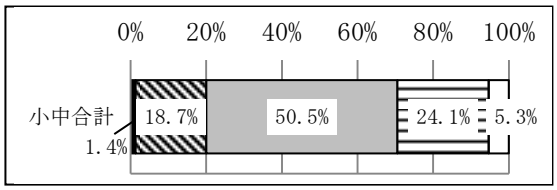

〇指導の振り返り・分析をする時間

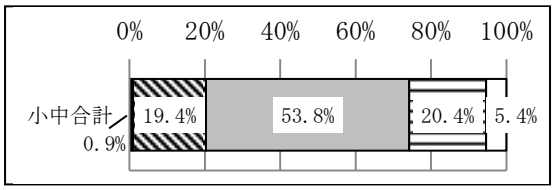

〇個別に補充的な指導をする時間

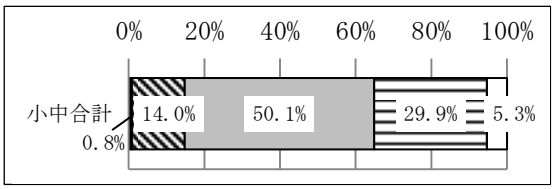

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）から〕

なお、週当たりの在校時間が６０時間以上の教員と６０時間未満の教員の業務時間を比較しますと、小学校では授業準備、中学校では部活動・クラブ活動で差が大きくなっています。次いで、小・中学校ともに学校行事への対応となっています。部活動・クラブ活動や学校行事への対応での差については、校務分掌上での担当により、費やす業務時間の差が大きくなっていることが分かります。

【週当たりの在校時間６０時間以上・６０時間未満の教員の業務時間比較】
＊業務時間の差が大きい主な業務

小学校				中学校			
業務内容	60時間以上	60時間未満	差	業務内容	60時間以上	60時間未満	差
授業準備	13時間03分	8時間49分	4時間13分	部活動・ｸﾗﾌﾞ活動	11時間24分	2時間43分	8時間41分
学校行事	6時間44分	4時間01分	2時間43分	学校行事	7時間42分	4時間08分	3時間34分
成績処理	2時間42分	1時間26分	1時間16分	学年・学級経営	4時間17分	2時間00分	2時間17分

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）から〕

２０１３年に実施された経済情報開発機構（ＯＥＣＤ）による国際調査「国際教員指導環境調査」（ＴＡＬＩＳ）では、日本の教員は他国と比べて、

部活動をはじめ、一般事務作業等への対応が多く、学習指導や生徒指導以外に多岐にわたっての業務に携わっている結果があり、本区においても同様の傾向が伺えました。

また、子どもを取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、ＩＣＴや福祉、特別支援教育等に関して、これまで以上に高度な専門性を必要とする対応を学校が行っている状況がありました。

(2)課題

教員の勤務時間の大部分が、児童・生徒と直接関わる授業や学校生活の中での指導に費やされている現状では、限られた時間の中で、本来業務である指導に関わる時間（教材研究、教材づくり、授業評価等)、児童・生徒と向き合う時間を、いかに十分に確保するかが課題となります。

そのためには、現在、担っている教員の業務全般に対して、以下の点で見直す必要があります。

精査
効率化
代替
連携
→ 業務の見直し

課題	具体的内容
業務の精査・見直し	スクラップ＆ビルドによる業務の精選・削減・改善
業務の効率化・短縮化	指導に関する業務及び校務等に関する業務の一層の効率化・短縮化
役割分担の見直し	教員以外の人材（事務職員、地域人材）からの支援による対応
専門的支援の導入	部活動指導や福祉、特別支援教育等への専門的支援による対応

これらについては、教員一人ひとりの意識改革や各校による教育課程の見直しと改善などの取組に加え、教育委員会全体での継続的・総合的な学校への支援が基盤となって達成されるものです。従って、教育委員会における学校への支援体制の構築についても課題として挙げられます。

(3)目標達成に向けた視点

教員の働き方改革を進めていくためには、時間的・物理的な量として存在している業務そのものへの取組だけでなく、教員自身の働き方に対しての意識改革への取組も必要となります。更に、学校が地域の支えにより成り立ち、地域社会の中心的な役割を担っていることから、当事者である教員だけでなく、保護者をはじめとした地域住民や区民の理解を得るとともに、この働き方改革についての目標を共有することも求められます。

これらのことから、働き方改革における目標達成に向けて、次頁の普遍性、継続性及び効率性の３つを視点として設けました。

<table>
<tr><th>普遍性</th><th>継続性</th><th>効率性</th></tr>
<tr><td>○区民も含めた区全体における意識付けと目標の共有化</td><td>○教員・管理職の意識改革
○教育委員会における支援体制の構築</td><td rowspan="2">○業務等の精査及び見直し
○ＩＣＴ活用による効率化・短縮化
○組織の最適化</td></tr>
<tr><td colspan="2">○保護者（区民）・地域の理解</td></tr>
</table>

(4) 取組の方向性

教員の勤務の現状や課題、目標達成に向けた視点等から鑑みて、本プランでは以下の４つの柱を「取組の方向性」として設定し、それぞれについての具体的な取組を総合的に進めていきます。

①教員の働き方に係る意識改革の推進

・在校時間を適切に把握し、仕事を組織的・効率的かつ効果的に進められる取組を行います。
・管理職をはじめとして、教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、意識改革を推進していきます。

②業務改善及び業務の効率化

・教員の専門性を踏まえ、業務の精選や業務分担の見直しを行うとともに、ＩＣＴを活用するなど、業務の改善及び効率化を図っていきます。

③学校・教員を支援する環境整備

・各校が、「チーム学校」としての組織体制をより整備できるように、取組についてのガイドラインの策定や、専門スタッフ及び外部人材の配置やその拡充等を行います。

④学校を支える教育委員会体制の構築

・学校のニーズに応じた支援がより充実するように、教育委員会組織の改編を行うとともに、専門的支援を行える担当部署の設置を検討します。
・学校に配置されている区職員の活用による地域との連携関係の強化と校内における学校経営支援組織の構築を図ります。
・学校運営協議会など地域との協働活動を通じた学校支援活動を充実させるとともに、コミュニティ・スクールの導入について検討します。

４　取組の体系図

【目標達成に向けた２８の主な取組】

取組の方向性	主な取組	区分	
１　教員の働き方に係る意識改革の推進	① 庶務事務システムの導入による在校時間の把握	新規	短期
	② 在校時間を基にした管理職から教員への指導・助言	新規	短期
	③ 教員を対象としたタイムマネジメント研修等の実施	拡充	短期
	④ 管理職を対象とした業務改善マネジメント研修等の実施	拡充	短期
	⑤ 休暇等を取得しやすくするための長期休業日における教育活動休止日の拡充	拡充	短期
	⑥ 学校経営計画へのライフ・ワーク・バランス実現に向けた取組の位置付け	新規	短期
２　業務改善及び業務の効率化	① 庶務事務システムの導入による服務管理の効率化	新規	短期
	② 指導用タブレット端末配備による授業づくりの効率化	拡充	短期
	③ 教育系ネットワークにおける学校間共有フォルダの設定	拡充	短期
	④ デジタル教科書の導入	新規	短期
	⑤ 校務支援システムのカスタマイズ	拡充	短期
	⑥ 勤務時間外電話の転送体制の構築	新規	中長期
	⑦ 調査や依頼等の精査及び削減	継続	短期
	⑧ マークシート対応ソフトの導入	新規	短期
	⑨ 区主催研修会等の内容の精選及び回数の縮減	継続	短期
３　学校・教員を支援する環境整備	① 教員と学校事務職員の役割の明確化及び学校経営支援部等の設置	拡充	中長期
	② 副校長補助員やスクール・サポート・スタッフの配置	拡充	短期
	③ 児童・生徒を支援する専門スタッフの配置の促進	拡充	短期
	④ ＩＣＴ支援員による訪問指導	新規	短期
	⑤ 部活動ガイドラインの策定	新規	短期
	⑥ 部活動指導員の導入	新規	短期
	⑦ 地域スポーツクラブと連携した人材確保・人材育成	拡充	中長期
４　学校を支える教育委員会体制の構築	① 学校経営の支援に資する教育委員会における組織改編	新規	短期
	② 事務手続きの統一化・共同化	拡充	中長期
	③ 教育委員会事務局内にＩＣＴ支援部署（サポートデスク）の設置	新規	短期
	④ ＩＣＴ支援員による訪問指導【再掲】	新規	短期
	⑤ 私費会計等の集約・公会計化	新規	中長期
	⑥ 区職員（地域連携担当職員）の活用による地域との連携関係の強化及び地域の人的資源の発掘	拡充	中長期
	⑦コミュニテイ・スクールの導入検討	新規	中長期

第３章　具体的な取組

１　教員の働き方に係る意識改革の推進

勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、まずは服務を監督する立場にある管理職や教育委員会が、教員の在校時間を適切に把握する必要があります。その上で、管理職を含めた教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。

(1)現状

本区の教員の１日当たりの在校時間は、都の調査結果とほぼ同様の傾向が見られるものの小学校教員を除いて、都の平均値よりやや少ない値となっています。これは、校務支援システムの導入や教育活動休止日の設定、「中野区イクボス宣言」など、これまで区として実施した教員の勤務環境整備に向けた取組や各校における定時退庁日の設定や会議の精選等の工夫により一定程度の効果があったためと認識しています。一方、未だに「過労死ライン」を超える長時間労働の教員がいることには変わりありません。

現状として、教員の勤務時間については、管理職による確認や各校独自の出退勤ボード等の工夫により把握してきましたが、教員の勤務の特殊性から、管理職も含め教員自身が勤務時間を十分に意識した働き方をしていないという実態があります。また、７時間４５分勤務であれば、４５分の休憩が設定されているものの、児童・生徒等への対応を最優先とし、ほとんど休憩をとらずに勤務していることが調査結果から明らかとなりました。

なお、年次有給休暇は、教員１人当たり年間１２．９日であり、このうち８．７日は長期休業日に取得しています。学校が授業を行っている学期中の平日では、４．２日と十分に取得できていない結果となっています。

【１日当たりの在校時間（休憩時間を除く）】

平日（平均）	中野区		東京都	
	小学校	中学校	小学校	中学校
校　長	10時間42分	10時間30分	10時間56分	10時間53分
副校長	12時間33分	11時間53分	12時間55分	12時間09分
教　員	11時間30分	11時間10分	11時間27分	11時間32分

【１週間の業務のうち休憩に充てた時間】

	中野区	
	小学校	中学校
校　長	1時間03分	24分
副校長	23分	42分
教　員	21分	15分

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018年10月）及び
東京都公立学校教員勤務実態調査（2017年6～7月）から〕

(2) 課題

◆在校時間の適切な把握と活用

学校の業務改善を進めていくためには、教員の勤務時間の管理は不可欠です。出退勤時刻の可視化により、教員一人ひとりの在校時間を適切に把握する必要があります。

◆教員のタイムマネジメント力の向上

教員が日々の業務を進めるに当たっては、時間を意識して、効率的に業務を行っていくことが必要です。また、管理職には、学校経営に係る業務改善に向けたマネジメント能力を高めることも求められます。

◆休暇等を取得しやすい勤務環境の改善

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、連続した休暇を取得しやすい環境を整える必要があります。

(3) 主な取組

在校時間の適切な把握と活用

①庶務事務システムの導入により、教員一人ひとりの出退勤時刻を記録することで、教員の在校時間を客観的に把握していきます。**【新規】**

②庶務事務システムにより把握した教員の在校時間を基に、管理職が必要に応じて指導・助言等を行うことで、教員のメンタルケアの充実や長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図っていきます。**【新規】**

教員のタイムマネジメント力の向上

③教員を対象に、タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランス、メンタルケア等に関する研修を実施し、教員一人ひとりが効率的・効果的に業務を遂行する意識と自らの心身の健康をマネジメントする力を高めることで、長時間労働の縮減を図っていきます。**【拡充】**

④管理職を対象に、学校経営に関する研修を実施し、校内組織の管理と活性化や教員の時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力を高めていきます。**【拡充】**

休暇等を取得しやすい勤務環境の改善

⑤既に導入済みの長期休業日における教育活動休止日を拡充することにより、年次有給休暇や週休日の変更等をより取得しやすい環境を整えていきます。**【拡充】**

⑥各校においては、学校経営計画に教員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を設定することで組織的な対応を進め、子育てや親の介護等が必要な時期においても教員が働きやすい環境を整えていきます。**【新規】**

(4)今後の展望

ステップ１（導入期）		ステップ２
２０１８・２０１９年度	２０２０年度	２０２１年度～
在校時間の適切な把握と活用 ○庶務事務システム導入準備	○庶務事務システム導入 （学校職員服務取扱規程の改正） ○管理職による指導・助言 →	○庶務事務システム活用
教員のタイムマネジメント力の向上 ○タイムマネジメント研修等の実施（教員対象） →		
○業務改善マネジメント研修等の実施（管理職対象） →		
休暇等を取得しやすい勤務環境の改善 ○教育活動休止日の拡充（年間４日） →		
○学校経営計画へのライフ・ワーク・バランス実現に向けた取組の位置付け →		

２　業務改善及び業務の効率化

教員の本来業務である学習指導については、児童・生徒に対し直接指導する授業と、その授業のための準備、そして、授業後のまとめと評価などの業務があります。勤務時間内のほとんどが授業であるため、当日の授業でのノート・ワークシートの点検や授業の振り返り、翌日以降の授業のための教材研究、教材・教具づくりといった授業準備は、勤務時間外に行わざるを得ない状況にあります。

この勤務時間外に取り組む当日の授業のまとめや翌日以降の授業準備の時間を可能な限り短縮することが、教員の長時間労働の軽減につながります。そのためには、授業のまとめや授業準備を効率よく効果的に行える仕組みを整える必要があります。

また、特に在校時間が長い副校長においては、調査や依頼等に対応する時間が長く、大きな負担となっていることから、これらを軽減することが求められます。

(1) 現状

区の調査結果から、教員の業務内容のうち、授業以外で多くの時間を費やしているのは、小・中学校ともに授業準備でした。副校長では、学校運営以外で多くの時間を要しているのは、小・中学校とも調査（校内用・対外用）でした。いずれも長時間であるため、これらの業務の効率化が行われることで、業務時間の短縮が効果的に図られると考えます。

この業務の効率化を目的に、既に本区では校務支援システムが導入されていますが、各校対応での変更ができないなど、校務のＩＣＴ化については、課題が指摘されています。

【１週間の業務内容のうち、多くの時間を要している業務】

教員	
小学校	**中学校**
授業準備 10 時間 37 分	授業準備 9 時間 31 分
生徒指導 5 時間 27 分	部活動･クラブ活動 7 時間 15 分
学校行事 5 時間 14 分	生徒指導 6 時間 45 分

副校長	
小学校	**中学校**
調査 6 時間 06 分	調査 8 時間 18 分
学校行事 5 時間 38 分	評価 6 時間 12 分
授業への指導･助言 5 時間 13 分	事務作業 6 時間 06 分

※教員は授業（主担当）、副校長は学校運営を除いた業務のうち、多くの時間を要している上位３業務を示した。

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）から〕

(2)課題

◆校務・指導のＩＣＴ化の推進

現在導入されている各システムの一層の利便性向上を図るとともに、紙の様式で処理されている業務等のＩＣＴ化を図る必要があります。

◆学校への調査等の精査及び効率化

調査そのものの必要性や調査内容の重複等を確認することで、調査の精査・削減を行うとともに、より簡易に調査回答ができる方法を導入することが求められます。

◆効率的・効果的な研修の実施

研修により教員としての資質・能力、指導力の向上を図ることは大切ですが、より効率的かつ効果的に質の高い研修を実施することで、研修等の回数を縮減し、教員が自らの業務を遂行できる時間を確保できるようにする必要があります。

(3)主な取組

校務・指導のＩＣＴ化の推進

①庶務事務システムの導入により、休暇や旅行（出張等）等の処理や出勤簿等への反映を電子化し、服務管理の効率化を図っていきます。**【新規】**

②教員１人に１台、指導用タブレット端末を配備し、教材研究や教材・教具づくりと授業での活用を一体化することで、より効果的・効率的に授業を展開できるようにしていきます。**【拡充】**

③教育系ネットワークにおける学校間共有フォルダを設けることで、各校の教員が作成した優れた教材や学習指導案などを相互に活用できるようにし、授業準備等の時間の短縮を図っていきます。**【拡充】**

④デジタル教科書を導入することで、質の高い教材を児童・生徒に提示し、分かる・できる授業を展開するとともに、教員の教材・教具づくりの効率化を図ります。**【新規】**

⑤通知表のレイアウトなどを各校で変更・修正できるよう、校務支援システムのカスタマイズを行います。**【拡充】**

⑥勤務時間終了後の学校への電話連絡については、教育委員会へ転送する体制を構築し、勤務時間外電話対応への教員の負担軽減を図っていきます。**【新規】**

学校への調査等の精査及び効率化

⑦教育委員会からの調査や依頼等については、その必要性を確認し精査を行うことで、負担軽減を図っていきます。また、他部署と調整することで、調査内容が重複することがないようにしていきます。**【継続】**

⑧調査への回答をマークシートで実施できるよう、マークシート対応ソフトを各校に導入するとともに、教育委員会からの調査についても、マークシートで回答できるよう帳票等の工夫をしていきます。**【新規】**

効率的・効果的な研修等の実施

⑨学校のニーズに合った研修内容への精選と研修の方法や校内への還元方法等の工夫により、研修の質を落とすことなく、研修回数の縮減等を行ってきます。また、委嘱委員会等の会議や区主催の取組の内容や回数も見直します。**【継続】**

(4)今後の展望

ステップ１（導入期）		ステップ２
２０１８・２０１９年度	２０２０年度	２０２１年度～
校務・指導のＩＣＴ化の推進		
○庶務事務システム導入準備	○庶務事務システム導入 （休暇・旅行申請の電子化）	○庶務事務システム活用
○指導用タブレット端末配備 →	→	→
○教育系ネットワークにおける学校間共有フォルダの設定 →	→	→
○デジタル教科書の導入 →	→	→
○校務支援システムのカスタマイズ →	→	→
○勤務時間外の電話転送システム準備	○電話転送システム導入	
学校への調査等の精査及び効率化		
効率的・効果的な研修等の実施		

３　学校・教員を支援する環境整備

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができる業務について、役割分担の見直しや組織的な学校経営を一層推進し、副校長や主幹教諭がその職責を果たせる体制を整備していきます。特に、「チーム学校」としての体制を整えるために、学校事務職員（都職員及び区職員）の職務内容の明確化及び個別の教育課題を解決するための専門スタッフや外部人材の配置の拡充等を図ります。

(1)現状

学校では、学校への不適応や特別な配慮を要する児童・生徒、児童・生徒の家庭への支援等、個別の教育課題を解決するための様々な対応が日々求められている実態があります。

区の調査結果から、増員したい外部人材については、小学校では「特別支援介助員」が最も多く、次いで「学校事務の補助員」「外国語活動指導助手」となっていました。中学校では「部活動指導員」「放課後や長期休業中の補習などの指導・補助スタッフ」が最も多く、次いで「ＩＣＴ支援員」「学校事務の補助員」「不登校児童・生徒対応の巡回支援員」などでした。

部活動については、中学校教員の９７．４％部活動の顧問をしており、５２．８％が「部活動の指導が負担である。」と回答していました。

なお、今後の部活動についての考えは、以下の表のとおりでした。

【今後の部活動についての考え】

（%）

回答内容	割合
これまで通りに行い、顧問や指導も主に教員が行うべき。	２１．２
これまで通りに行うが、顧問や指導は主に外部へ委ねるべき。	１７．６
日数や時間を減らし、顧問や指導は主に教員が行うべき。	１９．２
日数や時間を減らし、顧問や指導も外部へ委ねるべき。	１９．７
学校の課外活動としての部活動は廃止すべき。	１０．４
その他	１０．９
無記入	１．０

〔中野区立学校教員勤務実態調査（2018 年 10 月）から〕

(2)課題

◆学校を支える人員体制の確保

学校が抱える様々な教育課題の解決に向けて対応できるよう、専門スタッフの配置を促進したり、外部人材の活用を一層充実する支援方法を検討したりするなどの必要があります。

◆部活動指導の負担軽減

国や都が定めるガイドラインを参考に、区教育委員会としてもガイドラインを作成するとともに、部活動に対しての人的支援体制を整え、更に充実させることが求められます。

(3)主な取組

学校を支える人員体制の確保

①学校運営が円滑に進んでいくよう、教員と学校事務職員（都職員及び区職員）の役割を明確化するとともに、職務内容についても見直し、学校経営支援部等の設置を促進していきます。**【拡充】**

②副校長補助員やスクール・サポート・スタッフを配置することにより、副校長や教員の事務に関する業務負担を軽減していきます。**【拡充】**

③子どもたちに係る課題が複雑化・多様化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援介助員等のニーズが一層高まってきていることを踏まえ、このような専門スタッフの配置の促進を図っていきます。**【拡充】**

④教育の情報化が大きく進展していく中、ＩＣＴやＩＣＴ教育に関しての高い専門性をもつ人的支援が求められていることを踏まえ、ＩＣＴ支援員による定期的な訪問指導を行っていきます。**【新規】**

部活動指導の負担軽減

⑤国や都において策定された運動部活動についてのガイドライン等を参考に、活動時間や休養日についての基準を設定し、適切な部活動運営が展開できるガイドラインを区教育委員会においても作成し、その周知徹底を図っていきます。**【新規】**

⑥部活動指導員を全中学校に配置し、顧問教員の負担軽減を図っていきます。**【新規】**

⑦部活動指導員や部活動外部指導員等の人材確保や人材育成に向け、地域スポーツクラブと教育委員会が連携し、講習会等の開催等に取り組んでいきます。**【拡充】**

(4)今後の展望

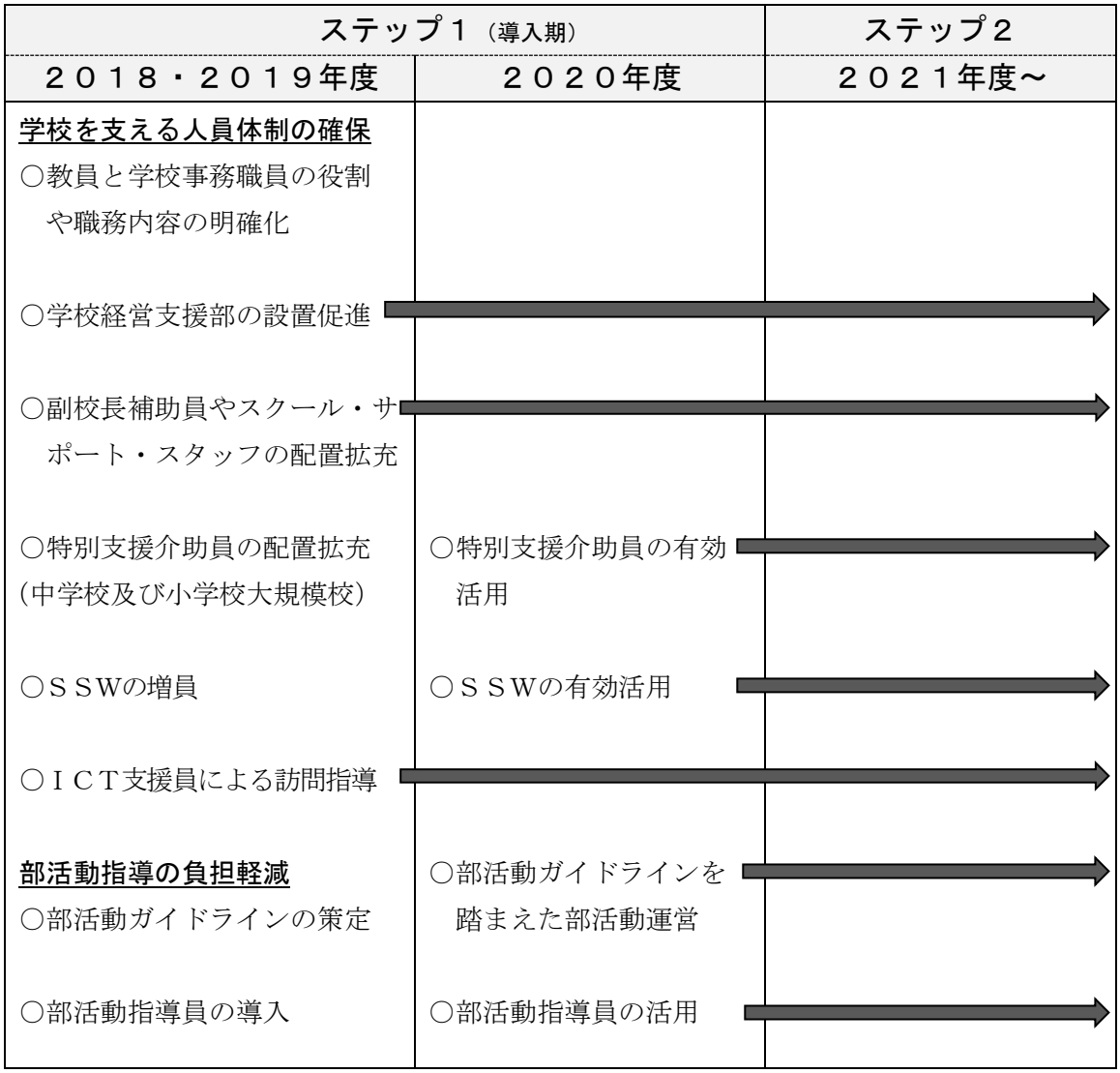
ステップ１（導入期）
ステップ２
２０１８・２０１９年度
２０２０年度
２０２１年度～
学校を支える人員体制の確保
○教員と学校事務職員の役割や職務内容の明確化
○学校経営支援部の設置促進
○副校長補助員やスクール・サポート・スタッフの配置拡充
○特別支援介助員の配置拡充（中学校及び小学校大規模校）
○特別支援介助員の有効活用
○ＳＳＷの増員
○ＳＳＷの有効活用
○ＩＣＴ支援員による訪問指導
部活動指導の負担軽減
○部活動ガイドラインの策定
○部活動ガイドラインを踏まえた部活動運営
○部活動指導員の導入
○部活動指導員の活用

４　学校を支える教育委員会体制の構築

前節までに述べてきた働き方改革を推進するための取組は一時的な取組で終わるのものではなく、また、教員一人ひとりあるいは学校のみの取組に留まるものでもありません。継続的かつより効果的にこの取組を進め、働き方改革の目的である教育の質の充実を図るためには、教育委員会が主体となり、全体を俯瞰し調整しながら横断的な取組を進め、学校運営を支援していく体制の構築が必要です。

さらに、より効果的に進めるには、各校において実施した取組について、評価と見直し、改善を行う体制の整備も重要となります。

(1)現状

これまでも、教育委員会は学校運営の支援のために、様々な対応を行ってきたところです。特に、「目標と成果による区政運営」に基づく組織体制については、各分野の自律した運営がなされるとともに、分野相互の柔軟な連携体制が取りやすいという利点がありました。一方、学校側からすると、どの分野が何の事業を担当しているのかが分かりにくく、学校で対応しなければならない事態が発生した場合に、どこに連絡したらよいのか分からないという課題もありました。

また、１つの分野が多岐にわたる事業を担当しているため、分野内においても、分野間においても、相互に連携・協力した体制が十分に築かれていませんでした。今後、働き方改革を推進するに当たっては、担当部署を明確に位置付け、区全体として推進していく体制を構築することが求められます。

なお、個々の対応については、私費会計等の事務処理では、事務手続きマニュアルをもとになされていますが、具体的な進め方は各校に任されている状況にあります。

また、年々高度にＩＣＴ化される学校教育の実態やニーズに即座に対応することができる専門的な部署が教育委員会事務局内にないことも課題となっています。

保護者や地域社会との連携については、これまでも学校に地域連携担当職員を配置し、地域資源や地域人材を活用した教育を展開してきており、一定の成果を上げているものの、一層の充実が必要です。

(2)課題

◆学校間を横断する支援の取組

学校運営に係る事務（処理手続き等）の統一化、共同化による学校間の連携強化推進等、学校間にわたる課題等への支援の全体調整を図る必要があります。

◆継続的に推進する体制の構築

学校にとって分かりやすい教育委員会体制に改編するとともに、働き方改革推進プランの実現化のための予算管理、体制整備等、働き方改革推進プランの進捗状況を管理し、全体調整しながら改革推進を図る必要があります。また、当初の計画期間の最終年度の２０２０年度には、実施結果への評価、プラン内容の見直し等を行うことが求められます。

◆地域等との連携強化による協力・支援の充実

学校を取巻く、保護者をはじめとする地域住民に理解を深めていただき、連携関係の強化をより進めていくことで、地域による見守り体制の強化、部活動等への人的支援の拡充等、協力・支援の充実を図る必要があります。

(3)主な取組

学校経営支援体制の整備

①学校が教育委員会に相談等をしやすい組織に教育委員会体制を改編します。**【新規】**

②学校間にわたる課題等への支援の全体調整を行い、学校運営に係る事務（処理手続き等）の統一化、共同化による学校間の連携強化推進を図るために、事務手続きマニュアルの整備等に取り組んでいきます。**【新規】**

ＩＣＴ推進に係る専門的な支援体制の整備及び運用

③学校におけるＩＣＴ活用推進計画の作成とその進捗管理を行うとともに、ＩＣＴ支援員を活用したサポートデスク機能を設け、学校がより有効なＩＣＴ活用を図れる担当部署を設置していきます。**【新規】**

④ＩＣＴ支援員の各校への訪問指導により、区立学校３２校及び指導室を対象にサポートデスク機能を展開し、情報安全、ネットワーク運用、ホームページ作成及び授業への活用化について等の基本的な研修、新任職員等への研修企画等を実施していきます。**【新規】**

私費会計等の事務処理に係る支援体制の整備及び運用

⑤校務について、教員、学校事務職員及び教育委員会事務局との間で適切な役割分担に基づく支援体制を整備することで、学校事務の一元管理や私費会計等の集約・公会計化を図っていきます。**【新規】**

地域等との連携体制の充実

⑥学校に配置されている区職員（地域連携担当職員）の活用による地域との連携関係の強化や地域の人的資源の発掘等により、見守りや学校支援ボランティア、など一層の充実を図るとともに、学校のニーズに応じて必要な人材を配置できる学校支援人材バンクの構築について検討していきます。**【拡充】**

⑦学校運営協議会など地域との協働活動を通じた学校支援活動を充実させるとともに、コミュニティ・スクールの導入について検討します。**【新規】**

(4)今後の展望

ステップ１（導入期）		ステップ２
２０１８・２０１９年度	２０２０年度	２０２１年度～
学校経営支援体制の整備、		
○教育委員会における組織改編	→	→
○事務手続きの統一化	○事務手続きの共同化等検討 →	→
	○事務の合理化推進 →	→
○出退勤システム導入	○出退勤システム活用 →	→
ＩＣＴ推進に係る支援体制整備		
○専門的な支援体制整備、運用	→	→
○全体研修等のコーディネート	→	→
私費会計等への支援体制の整備		
○私会計事務執行方法の整理等	○各学校の私費会計集約、公会計化検討	○給食費等における公会計システムの設計
地域との連携体制の充実		
○区職員の活用による地域との連携関係の強化	→	→
○コミュニティ・スクール導入検討	→	→

第４章　プランについての今後の展開

１　評価・検証

本プランについては、次年度以降も教育課題検討委員会において実施状況等を確認し、より効果的な実現に向けて改善策等を協議していきます。特に、プランの実施状況や目標の達成状況については、教員の勤務実態（庶務事務システムによる記録）や、学校管理職からのヒアリング、保護者アンケートなどを基に成果や課題について分析し、教育委員会に報告するとともに、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する学識経験者からの意見も求めながら、評価・検証し、必要に応じて見直しを図るＰＤＣＡサイクルを運用して改善していきます。

２　保護者・地域社会の理解促進

今後、学校における働き方改革を進める中で、勤務時間外の電話対応や部活動指導のあり方（休養日等）等、これまでと異なる対応が生じることとなるため、保護者や地域の方々の理解と協力を得ていくことが必要です。

そのためには、働き方改革が単に教職員の長時間労働や業務の軽減を目的としたものではなく、教育の質の向上を目指した取組であることを、丁寧に伝えていくことがとても重要です。

教育委員会は、効果的な情報発信を行うことにより、本取組を広く区民に周知するとともに、学校と連携し、関係団体に向けても理解を促進するための啓発活動を進めていきます。

３　国や都への働きかけ

学校における持続可能な勤務環境の整備や教員の長時間労働の改善は、自治体や個々の学校の取組だけでは実現することはできません。根本的な解決のためには、教員の勤務時間内の業務のあり方についての見直しと改善及び教員定数の充実、業務改善に係る財政支援の拡充など、抜本的な制度改正が不可欠です。これらのことについて、教育委員会として国や都に対し求めていきます。

《参考》中野区立学校教員勤務実態調査（概要）

１　調査の概要

（１）調査目的

中野区立学校における教員の勤務実態を正確に把握するため。

（２）実施方法

○調査期間：平成３０年１０月９日（火）から１０月１５日(月)までの７日間

○調査対象：小学校２３校、中学校１０校の計３３校のうち常時勤務する教員全員（校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭・主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭等）

○調査内容：調査期間中（７日間）の業務を記録（３０分単位）

○調査の回答者数：６４３人

回答者の内訳　小学校：４５０人、中学校：１９３人

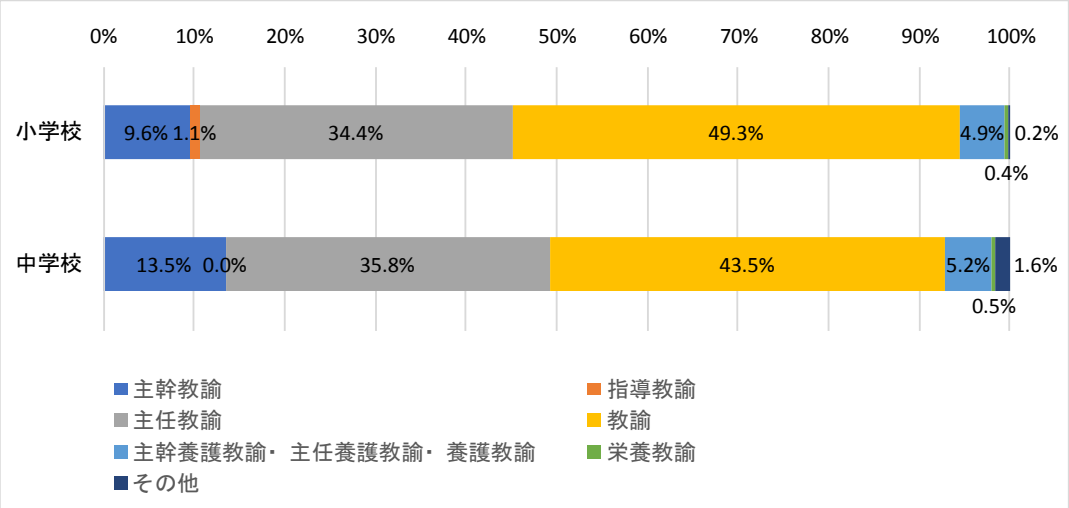

２　調査結果の概要

（１）教員の１日当たりの在校時間

教諭の平日の在校時間は、小学校、中学校ともに１１時間を超えている。東京都と比較すると、小学校ではほぼ同程度で、中学校では１時間ほど長くなっている。

校長・副校長では、東京都と比較すると１３～２２分短くなっているが、同様の傾向である。小学校、中学校ともに副校長の業務時間が最も長く、小学校では時間を超えている。

①平日

	小学校			中学校		
	中野区	東京都	東京都との差	中野区	東京都	東京都との差
校長	10時間42分	10時間56分	−0:13	10時間30分	10時間53分	−0:22
副校長	12時間33分	12時間55分	−0:21	11時間53分	12時間09分	−0:15
教諭	11時間30分	11時間27分	+0:03	11時間10分	11時間32分	−0:21

②土日

	小学校			中学校		
	中野区	東京都	東京都との差	中野区	東京都	東京都との差
校長	1時間19分	1時間39分	−0:20	3時間35分	2時間46分	+0:49
副校長	3時間03分	2時間50分	+0:13	1時間41分	3時間19分	−1:38
教諭	0時間46分	1時間30分	−0:43	3時間14分	4時間11分	−0:56

※東京都は土曜日と日曜日のそれぞれの集計しかなく、簡易的に平均値とした。

（２）教員の１週間当たりの在校時間

	小学校			中学校		
	中野区	東京都	東京都との差	中野区	東京都	東京都との差
校長	56時間10分	55時間59分	+0:11	59時間45分	58時間42分	+1:03
副校長	68時間52分	68時間33分	+0:19	62時間52分	65時間54分	−3:01
教諭	59時間05分	58時間33分	+0:32	62時間21分	64時間35分	−2:13

※在校時間：出勤時間、退勤時間より算出。

※本アンケートに係った時間（小学校：７０分、中学校：７１分）を一律に引いている。

※江古田小学校、武蔵台小学校、上鷺宮小学校は１０月１３日（土）に学校行事があったため、１０月１３日（土）を平日とし、１０月１４日（日）及び１０月１５日（月）を土・日として集計した。

（３） １週間当たりの在校時間の分布

教諭の１週間当たりの在校時間について、週６０時間以上の者の割合が、小学校で４１．９％、中学校で５２．３％であった。校長では、小学校で３４．８％、中学校で５０．０％、副校長では、小学校で７８．１％、中学校で５０．０％であった。

	小学校	中学校
教諭	41.9%	52.3%
校長	34.8%	50.0%
副校長	78.1%	50.0%

※ 週当たり学内総勤務時間60時間以上の割合

①教諭

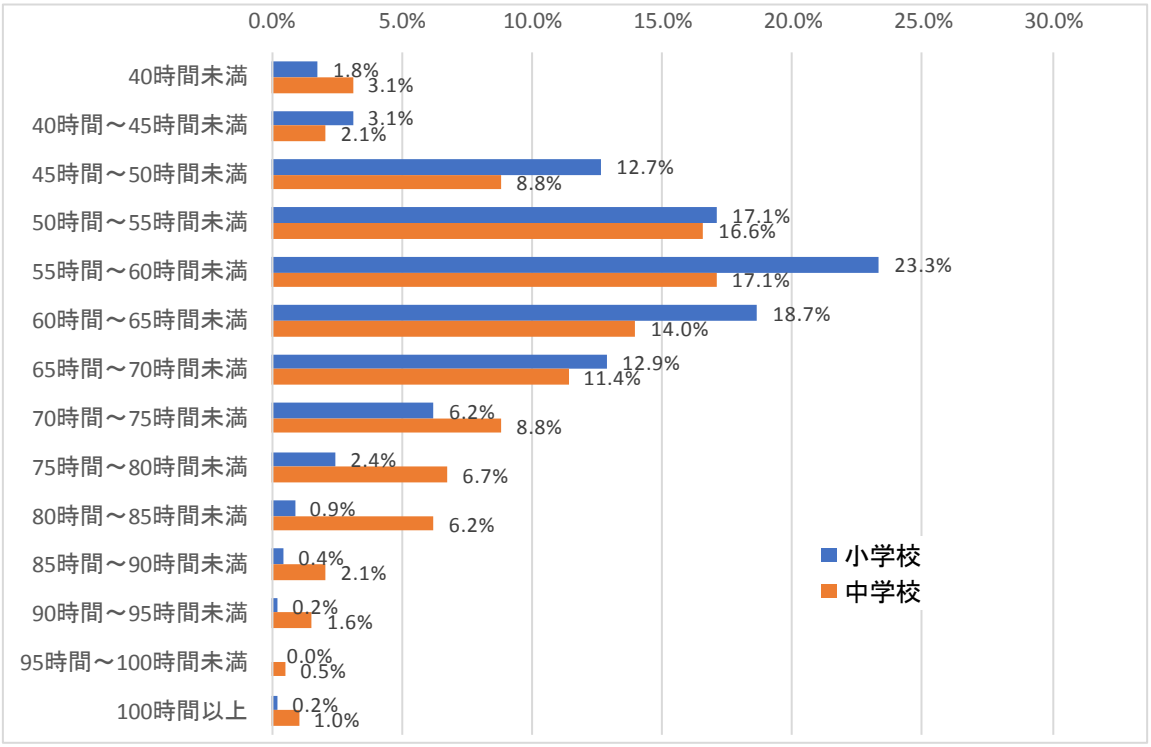

②校長

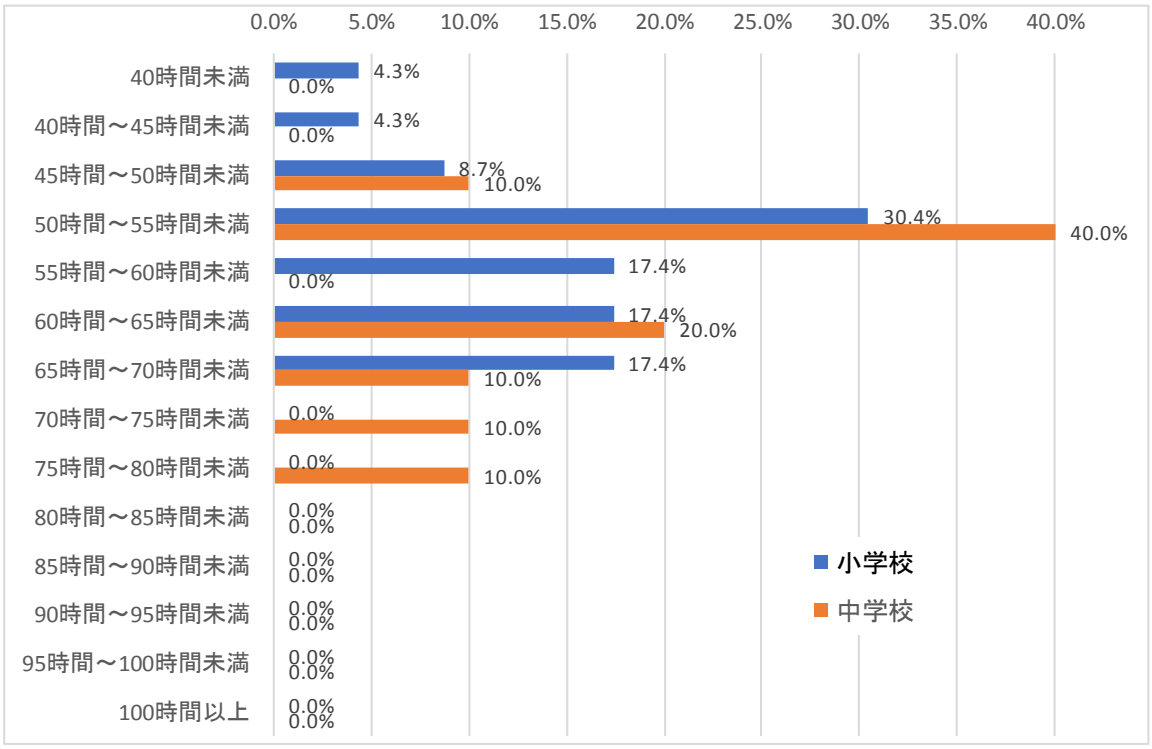
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0%
40時間未満 4.3% 0.0%
40時間～45時間未満 4.3% 0.0%
45時間～50時間未満 8.7% 10.0%
50時間～55時間未満 30.4% 40.0%
55時間～60時間未満 17.4% 0.0%
60時間～65時間未満 17.4% 20.0%
65時間～70時間未満 17.4% 10.0%
70時間～75時間未満 0.0% 10.0%
75時間～80時間未満 0.0% 10.0%
80時間～85時間未満 0.0% 0.0%
85時間～90時間未満 0.0% 0.0%
90時間～95時間未満 0.0% 0.0%
95時間～100時間未満 0.0% 0.0%
100時間以上 0.0% 0.0%
小学校
中学校

③副校長

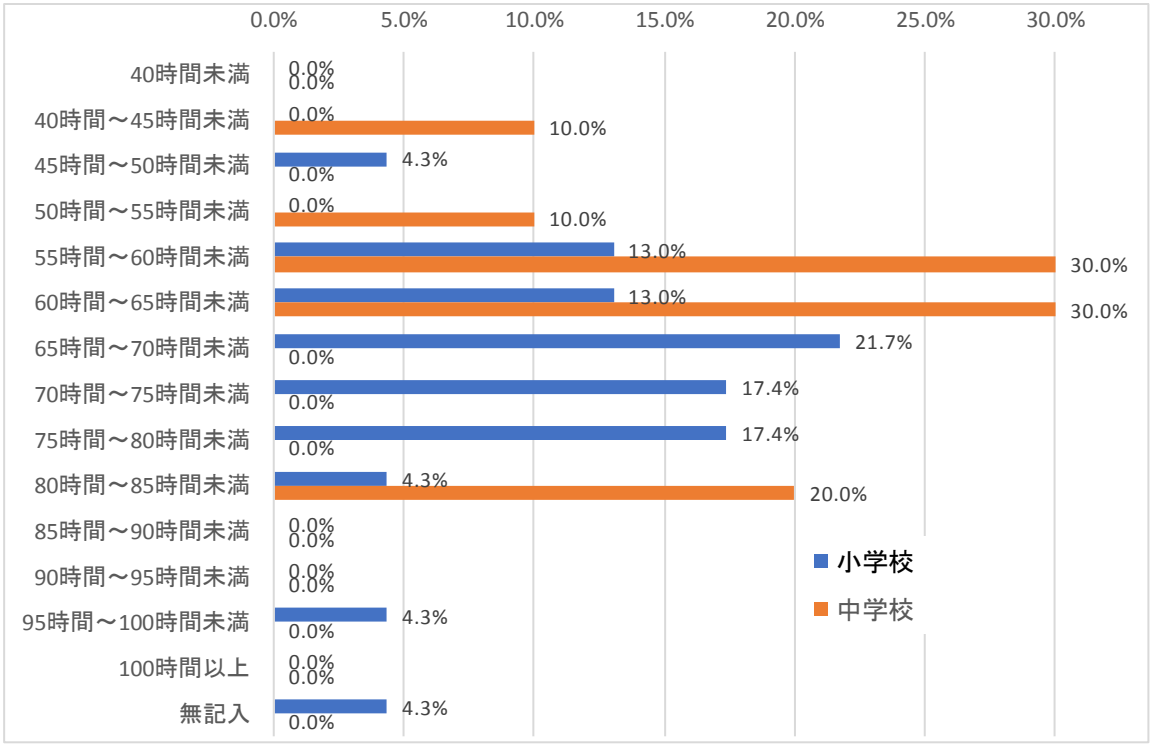
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%
40時間未満 0.0% 0.0%
40時間～45時間未満 0.0% 10.0%
45時間～50時間未満 4.3% 0.0%
50時間～55時間未満 0.0% 10.0%
55時間～60時間未満 13.0% 30.0%
60時間～65時間未満 13.0% 30.0%
65時間～70時間未満 21.7% 0.0%
70時間～75時間未満 17.4% 0.0%
75時間～80時間未満 17.4% 0.0%
80時間～85時間未満 4.3% 20.0%
85時間～90時間未満 0.0% 0.0%
90時間～95時間未満 0.0% 0.0%
95時間～100時間未満 4.3% 0.0%
100時間以上 0.0% 0.0%
無記入 4.3% 0.0%
小学校
中学校

（４）業務内容別の業務時間

■教諭

①小学校教諭

【週間当たりの在校時間６０時間以上・６０時間未満の業務時間比較】

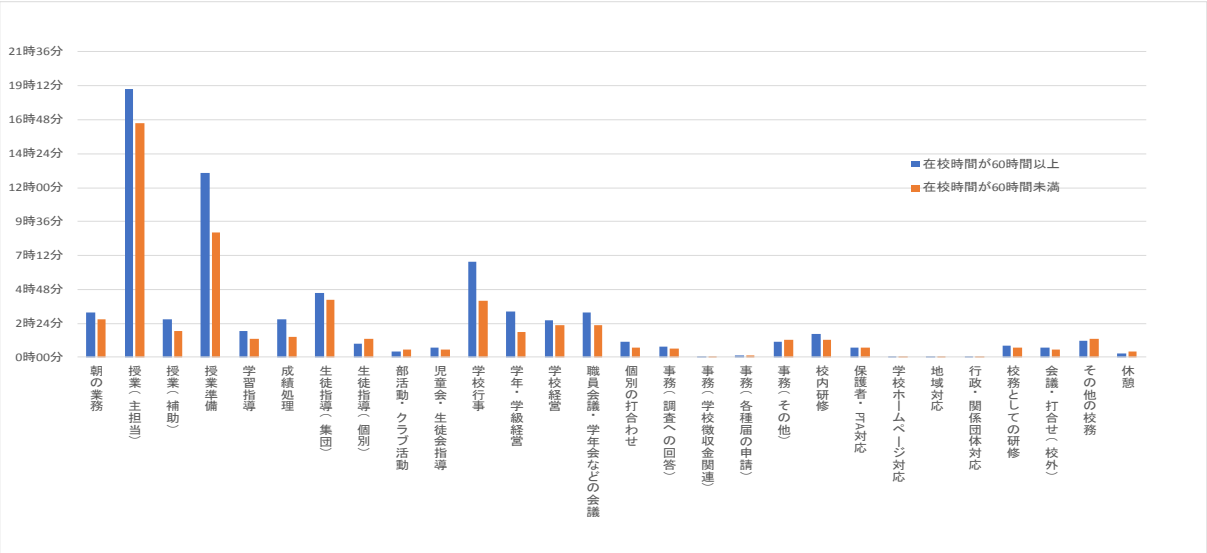

【業務時間の差が大きい主な業務】

	60時間以上	60時間以下	差
授業準備	13時間03分	8時間49分	4時間13分
学校行事	6時間44分	4時間01分	2時間43分
成績処理	2時間42分	1時間26分	1時間16分

②中学校教諭

【週間当たりの在校時間６０時間以上・６０時間未満の業務時間比較】

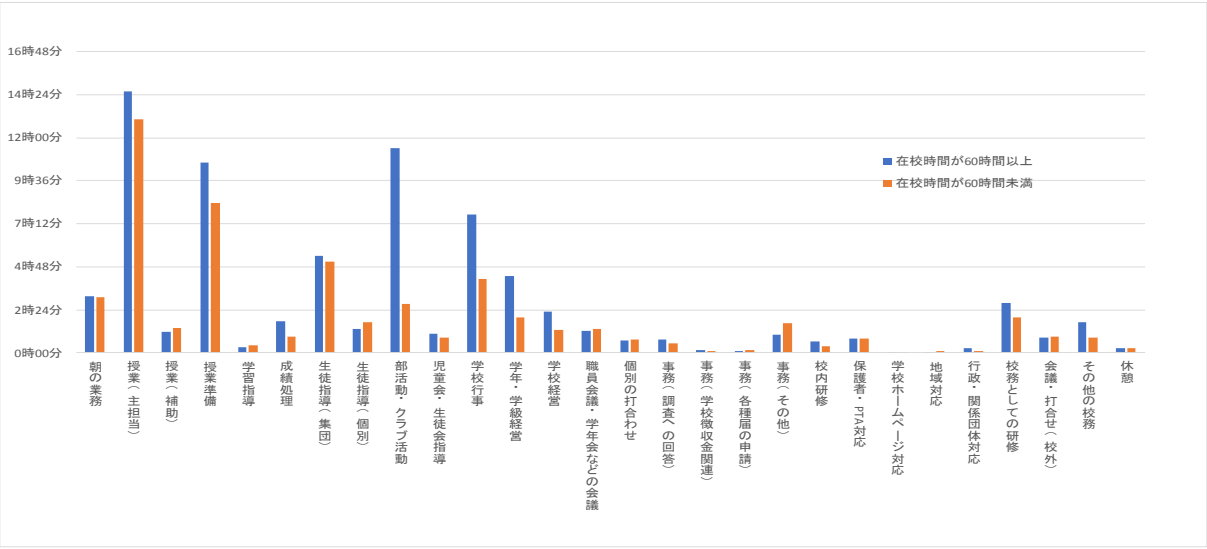

【業務時間の差が大きい主な業務】

	60時間以上	60時間以下	差
部活動・クラブ活動	11時間24分	2時間43分	8時間41分
学校行事	7時間42分	4時間08分	3時間34分
学年・学級経営	4時間17分	2時間00分	2時間17分

■管理職
③校長・副校長

【１週間当たりの在校時間校長・副校長の業務時間】

（小学校）

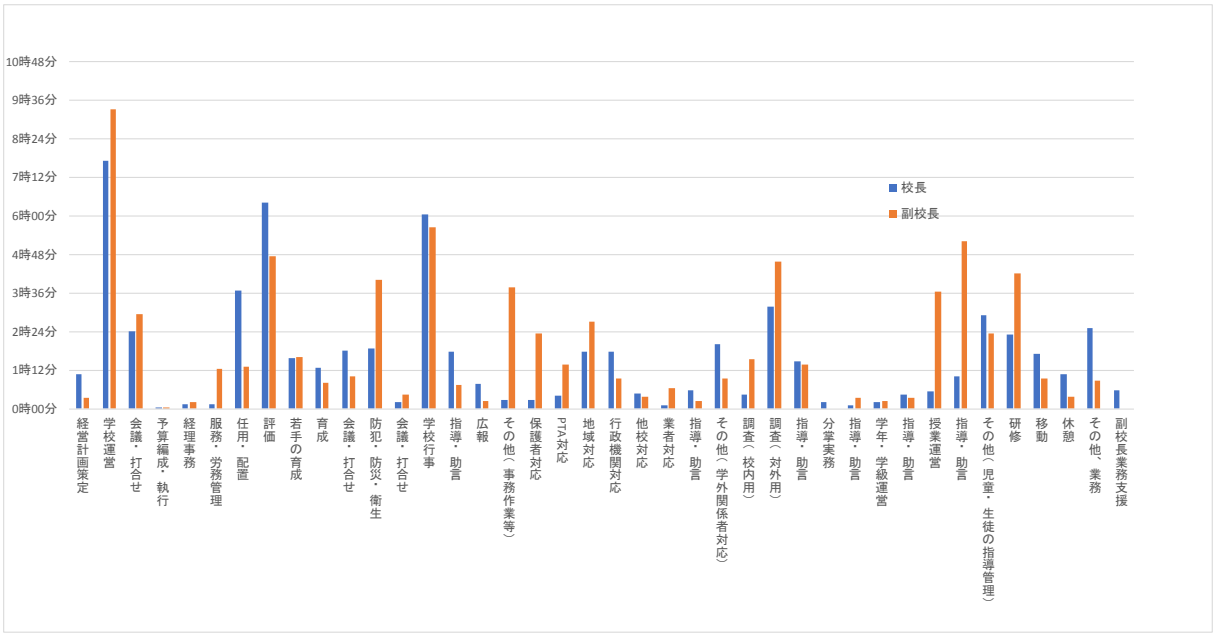

（中学校）

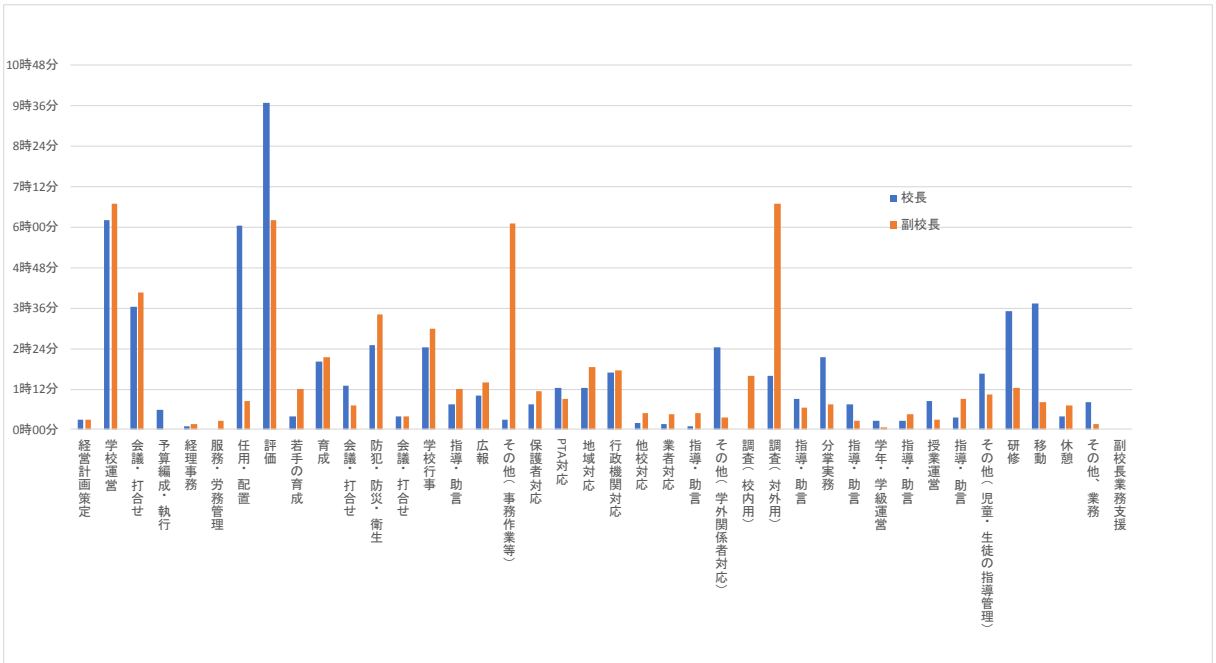

印刷物登録番号３０中教学第７３４７号

中野区立学校における働き方改革推進プラン

２０１９年3月発行

発　行：中野区教育委員会
編　集：事務局学校教育分野
〒１６４－８５０１
東京都中野区中野４－８－１
電話番号　　０３－３２２８－５４５９
ファクシミリ　０３－３２２８－５６８２
E-mail　　gakkokyoiku@city.tokyo-nakano.lg.jp